

平成14年3月
刑事執務資料第20号

百日裁判事件処理に関する執務資料
(平成13年度版 含, 百日裁判事件概説)

最高裁判所事務総局

第1部 百日裁判事件概説

第1 百日裁判の対象

以下の記述は、公刊物等に登載された公職選挙法の解説のうち百日裁判に関する部分を当刑事局で取りまとめたものである。

1 百日裁判の意義

公職選挙法（以下、単に「法」という。）は、法253条の2第1項において、当選人や選挙運動の総括主宰者ら（いわゆる連座対象者）による一定の選挙犯罪事件については、訴訟の判決は、事件を受理した日から百日以内にこれをするように努めなければならないと定めている。これに基づいて行われる裁判を一般に百日裁判と呼んでいる。

百日裁判の対象となる事件は、大きく分けると、

- ① 当選人の選挙犯罪
- ② 法251条の2第1項各号に掲げる総括主宰者、出納責任者、地域主宰者、公職の候補者等の親族、公職の候補者等の秘書の選挙犯罪
- ③ 法251条の3第1項に掲げる組織的選挙運動管理者等の選挙犯罪
- ④ 法251条の4第1項各号に掲げる公務員等の選挙犯罪

の4つに分けられる。このうち②～④は、公職の候補者（以下、単に「候補者」という。）以外の者による選挙犯罪であり、その有罪判決の効果が当選無効（②、③は立候補制限も含む）という形で当該候補者に及びうるとされていることから、一般に連座対象者の選挙犯罪と呼ばれている（連座制）。

百日裁判の規定が設けられた趣旨は、当選無効等の効果を生じさせるこの種の事件については、できる限り速やかに裁判を終了して、選挙結果の早期安定を図るとともに、当選無効等の効果に実効性をあらしめる点にあるとされている。

※ 法213条は、選挙等の効力に関する訴訟の判決【①選挙の効力に関する訴訟の裁判、②当選人の当選の効力に関する訴訟の裁判、③連座制の適用による当該候補者の当選無効及び立候補制限に関する訴訟の裁判（連座裁判）】についても事件を受理した日から百日以内に判決するように努めなければならないとしており、これについても百日裁判と呼ばれることがある。

2 百日裁判の対象となる事件

(1) 当選人の選挙犯罪

ア 百日裁判の対象となる選挙犯罪の種類

当選人については、公職選挙法16章に掲げるすべての罪のうち次の条文に記載され

る罪を除き、百日裁判の対象となる。

- ・ 235条の6 (あいさつを目的とする有料広告の制限違反)
- ・ 245条 (選挙期日後のあいさつ行為の制限違反)
- ・ 246条 (選挙運動に関する収入及び支出の規制違反) 第2～9号
- ・ 248条 (寄附の制限違反)
- ・ 249条の2 (公職の候補者等の寄附の制限違反) 第3～5項, 7項
- ・ 249条の3 (公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反)
- ・ 249条の4 (公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の制限違反)
- ・ 249条の5 (後援団体に関する寄附等の制限違反) 第1項, 3項
- ・ 252条の2 (推薦団体の選挙運動の規制違反)
- ・ 252条の3 (政党その他の政治活動を行う団体の政治活動の規制違反)
- ・ 253条 (選挙人等の偽証罪)

イ 百日裁判の規定の適用除外の有無

当選人の場合、公職選挙法に規定するすべての選挙(※1)におけるア記載の選挙犯罪につき百日裁判の規定の適用がある。

これに対し、選挙犯罪を犯した当選人が起訴前に辞職した場合、あるいは、落選者についての選挙犯罪事件は百日裁判としては取り扱う必要はないと解されている。また、起訴後に当選人が辞職した場合には、それ以降百日裁判として処理する必要がないと解されている(※2)。これは、当選人本人の選挙犯罪の場合、百日裁判実施の目的は法251条に定める当選人の当選無効の効果を実効あらしめることにあり、既に当選人が辞職したり、あるいは候補者が落選している場合は、その実施目的が消滅していると考えられることが理由とされている(※3)。

※1 公職選挙法に規定されるすべての選挙とは、衆議院小選挙区選出議員選挙(衆議院小選挙区選挙)、同比例代表選出議員選挙(衆議院比例区選挙)、同小選挙区・比例代表選出議員並立選挙(衆議院重複立候補選挙)、参議院選挙区選出議員選挙(参議院選挙区選挙)、同比例代表選出議員選挙(参議院比例区選挙)、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙である。

※2 この場合も、当該審級限りにおいて、百日裁判の処理に関する調査票を作成する取扱いがなされている。

※3 百日裁判の規定の適用がなくなることにより、裁判が長引き、被告人が裁判中に次期選挙に立候補し、当選するという事態が生じうることになる。しかし、一部の例外を除き当該選挙犯罪事件につき有罪判決が確定すれば、法252条により被選挙権が停止され、その確定時期が次期選挙の当選告知等により議員又は長の身分を取得する前であれば、法99条により当選失格となり、身分取得後であれば、国会法109条、地方自治法127条、143条によりその身分を失う。

ウ 選挙犯罪事件の刑が確定した場合の効果

法251条は、当選人がアの対象選挙犯罪を犯し、「刑に処せられたときは、その当選人の当選は、無効とする」として、当選無効をその効果として規定している。ここでいう「刑に処せられた」とは、刑が確定したことをいい、執行猶予が付された場合も

含まれる。

※ 後述する連座対象者による選挙犯罪の場合とは異なり、当選人自らの選挙犯罪の場合には、立候補制限(同一選挙区の同一選挙における5年間の立候補の制限)は科せられない。これは、当選人の選挙犯罪について刑が確定すれば、法252条の規定によって、当選人は選挙権及び被選挙権を5年の期間停止(ただし、情状により停止免除、あるいは期間減縮となる場合がある。)され、事実上立候補制限と同様の効果が発生するからであろうと説明されている。

(2) 法251条の2第1項各号に掲げる総括主宰者、出納責任者、地域主宰者、候補者等の親族、候補者等の秘書の選挙犯罪

ア 意義

(ア) 総括主宰者(法251条の2第1項1号)

特定の候補者を当選させる目的で、その選挙運動に関する諸般の事務を事実上総括指揮し、実質において選挙運動の中心的勢力を形成した者である。いわゆる選挙事務長、選挙参謀等と呼ばれているものがこれに当たることが多いと思われるが、総括主宰者は届出制ではないので、その者が総括主宰者に当たるかどうかは、現実に行われた選挙運動の実情に即して実質的に判断されなければならない(最判昭43.4.3刑集22巻4号167頁参照)。

なお、上記最高裁判決は、ここでいう選挙運動とは、当該候補者が正式の立候補届出又は推薦届出により候補者としての地位を有するにいたってから以後に行われたものを指称すると解するのが相当であるとしている。

(イ) 出納責任者(同2号)

公職選挙法上、出納責任者とは、候補者によって選任された選挙運動に関する収入及び支出の責任者とされ、この者の氏名等は、選挙管理委員会に届け出なければならないものとされている(法180条)。出納責任者は、候補者によって選任される者であるから候補者の立候補届出前又は推薦届出前の段階では存在しない。

また、本号では候補者又は届出のあった出納責任者と意思を通じて選挙運動費用の法定限度額の2分の1以上に相当する額を支出した者も連座対象者とされている。これは、届出のあった形式上の出納責任者の影に居て、選挙費用の収支に関する実権を握り、現実の収支をした事実上の出納責任者についても罰則(第16章)の関係では、出納責任者と同様に処罰する場合がある(法221条3項3号等参照)ことを受けたものである。

(ウ) 地域主宰者(同3号)

3以内に分けられた選挙区(選挙区がないときは、選挙の行われる区域)の地域のうち1又は2の地域における選挙運動を主宰すべき者、すなわち、分けられた地域のうちの1又は2の地域内の全地域について、その候補者のための選挙運動に関する支配権を有すべき者として、候補者又は総括主宰者から定められ、当該地域における選挙運動を主宰した者をいう。

「3以内」とは選挙区が2又は3に分けられていれば、原則として分けられた地域の広狭は問わない。

「候補者又は総括主宰者から定められた」とは、文書による任命や委嘱という要式行為を必要とする趣旨ではない。口頭での依頼を受けて応諾した場合はもちろん、その者が候補者又は総括主宰者と意思を通じて、これと密接に連絡を取りつつ、動いているような客観的な事実があれば、地域主宰者に該当するとされている。

(エ) 候補者等の親族 (同4号)

候補者又は候補者になろうとする者 (以下後者を「立候補予定者」といい、両者あわせて「候補者等」という。)の父母、配偶者、子又は兄弟姉妹で、候補者等、総括主宰者又は地域主宰者と意思を通じて選挙運動をした者をいう。養親子関係はここにいう親族に当たるが、内縁関係は当たらない。また、姻族は含まれない。

「意思を通じて」とは、選挙運動をすることについて意思を通じるという意味で、買収等の個々の選挙犯罪を行うことについてまで意思を通じる必要はない。また、明示の意思の疎通に限らず、黙示の意思の疎通も含まれる。

※ 法251条の2第1項4号の親族及び後述する5号の秘書は、候補者が立候補する前の段階から生じている身分であり立候補予定者のための選挙運動に関する選挙犯罪も当然に想定されているから、法は、これらも連座制の適用犯罪 (百日裁判の対象) に含めている。

なお、後述する組織的選挙運動管理者等についても、立候補予定者のための選挙運動に関する選挙犯罪が連座制の適用犯罪 (百日裁判の対象) とされている点については、親族らと同様である。

(オ) 候補者等の秘書 (同5号)

秘書 (候補者等に使用される者で、当該候補者等の政治活動を補佐する者) で、候補者等、総括主宰者又は地域主宰者と意思を通じて選挙運動をした者をいう。

秘書に当たるかどうかは、その実態から判断すべき事項であり、当該人と候補者等の間に雇用関係が存在している必要はない。例えば、政党職員身分であっても、実質的に候補者等の意思を受けて行動していればこれに当たることになる。ただし、「補佐」とあることから、単なる事務上の手足としての助力では足りず、一定程度の裁量をもって事務を遂行すること、あるいは、スタッフ的な助言をすることが必要になると解されている。

なお、当該候補者等の承諾又は容認のもとに候補者等の秘書という名称又はこれに類似する名称を使用する者については、連座制の適用につき秘書と推定される旨の規定がある (法251条の2第2項)。

イ 百日裁判の対象となる選挙犯罪の種類

以下の選挙犯罪が百日裁判の対象となる。

- ・ 221条 (買収及び利害誘導罪)
- ・ 222条 (多数人買収及び多数人利害誘導罪)

- ・ 223条（公職の候補者及び当選人に対する買収及び利害誘導罪）
- ・ 223条の2（新聞紙、雑誌の不法利用罪）

なお、出納責任者（事実上の出納責任者を除く）については、247条（選挙費用の法定額違反）も百日裁判の対象となる。

※ 総括主宰者、出納責任者、地域主宰者は、法221条ないし223条の2の選挙犯罪については、その身分があることにより刑が加重されるいわゆる加重的身分となっている（法221条3項、222条3項、223条3項、223条の2第2項）。

ウ 百日裁判の規定の適用除外の有無

- (ア) 衆議院比例区選挙における選挙犯罪については、百日裁判の規定の適用がない。

衆議院比例区選挙については、法251条の2第5項に、連座制が適用されない旨の除外規定がある。比例区選挙は、政党選挙であり、選挙人は、候補者個人ではなく、政党に投票し、政党の獲得した議席数に従って、当選人が決まる。このような選挙では、仮にある政党の選挙事務長（総括主宰者であるとする。）が買収罪を犯した場合、それがどの名簿登載者の当選に寄与したのか明確ではない。ここに、連座制を適用すると、考え方によっては、当該政党が届出する衆議院名簿登載者すべてについて当選無効等の効果を及ぼさねばならないことにもなるが、これではあまりに選挙人の意思を不当に歪める結果となり、著しく妥当性を欠くと考えられることがその理由とされている。

ところで、参議院比例区選挙については、従前は衆議院と同様に連座制が適用されず、同選挙における選挙犯罪も百日裁判の規定が適用されていなかったが、平成12年11月29日公布の同年法律第130号による公職選挙法の改正により、投票の方式が候補者の氏名と政党等の名称のいずれを記載してもよいことになった。そのため、連座制を適用すべき候補者の特定が可能となり、参議院比例区選挙が連座制の適用対象選挙に加えられ、その選挙犯罪は、百日裁判で行われることになった。

- (イ) 当選人自身による選挙犯罪の場合と異なり、候補者が落選し、又は当選後に辞職した場合であっても、前記(ア)に記載された選挙における選挙犯罪は、百日裁判として処理される。これは、法251条の2第1項各号の連座対象者の選挙犯罪にかかる連座制は、その効果として当選無効のみならず、立候補制限の効果もあるから、候補者が落選又は辞職した場合であっても、百日裁判を実施して、立候補制限の効果を早期に確定させ、当該候補者の次期選挙における立候補、当選を防ぐ必要があることが理由とされている。

エ 選挙犯罪事件の刑が確定した場合の効果

法251条の2第1項各号の連座対象者が所定の選挙犯罪を犯し、刑に処せられたとき（※1）には、連座訴訟（※2）の結果等を待って、①当該候補者等の当選無効、②同人の今後5年間の同一選挙区における同一選挙の立候補制限（※3。以下単に「立候補制限」という）の連座制の効果が発生する（法251条の2第1項）。

さらに、衆議院重複立候補選挙において、当該候補者等が小選挙区で落選したものの、比例区で当選し、かつ、小選挙区選挙でその連座対象者が選挙犯罪を犯し刑に処せられた場合には、当該候補者等につき、小選挙区選挙での立候補制限の効果が発生するほか、③比例区選挙の当選も無効となるという特別効（波及効※4）が発生する（法251条の2第1項後段）。

※1 「刑に処せられた」とは、当選人の選挙犯罪の場合と同様、刑が確定した場合を指し、執行猶予付の判決が確定した場合も含む。総括主宰者、出納責任者及び地域主宰者については「罰金以上の刑」が確定した場合が、親族及び秘書については「禁錮以上の刑」が確定した場合が、それぞれ連座制の効果の発生要件とされている。

※2 連座訴訟と免責

(ア) 連座訴訟とは、連座対象者が選挙犯罪を犯しその者につき有罪判決が確定した場合に、当該候補者等に連座制の効果を生じさせるために行われる行政事件訴訟である（法210条、211条）。候補者等は、連座訴訟の中で連座身分の不存在や免責事由を主張して連座制の効果の発生を争うことができる。

(イ) 免責

法251条の2第1項各号の連座対象者の選挙犯罪が「おとり」又は「寝返り」によって行われた場合には、連座制の効果の一部を生じさせないと規定されている（同条第4項）。

「おとり」とは、当該候補者等に対し、当選無効又は立候補制限の効果を生じさせることを目的として、他の候補者等の陣営と意思を通じて、当該候補者等の連座対象者を誘導し又はこれを挑発して、選挙犯罪を行わせることを指し、「寝返り」とは、当該候補者等に対し、当選無効又は立候補制限の効果を生じさせることを目的として、当該候補者等の連座対象者が、他の候補者等の陣営と意思を通じて、選挙犯罪を行うことを指す。

連座制の効果のうち免責が認められるのは、当該候補者等に対する立候補制限の効果及び衆議院重複立候補選挙の場合における比例区選挙の当選を無効とする効果（波及効）についてのみであって、当該候補者等の当該選挙の当選無効については免責されない。これは、法251条の2第1項各号の連座対象者の選挙犯罪によって当該候補者等が当選無効となるのは、このような選挙において主要な地位を占める者が買収罪等の悪質な選挙犯罪を犯した場合、その選挙全体が客観的には不正な方法で行われたとの推認が成り立ちうるからであるところ、その制度目的に照らすと、たとえ「おとり」などの当該候補者等に帰責できない事由があっても、それらの者により買収等が行われた以上、同様の推認が成り立ち得るから当選無効の効果を生じさせるべきであると考えられたことによるとされている。

※3 立候補制限の効力は、平成6年の公職選挙法の一部改正の際に盛り込まれたものである。それまでも連座制による当選無効の制度はあったが、裁判が遅延すると、任期満了等により当選無効は空振りになることが起こり得ること、及び連座対象者による選挙犯罪の場合、252条に基づく被選挙権の停止の効力は、あくまで連座対象者自身について生じ、当該候補者等には事後の立候補に何らの制限も課せられていなかったことから、連座制の効果としての当選無効の制度の実効性を確保することを主な目的として、連座制の効力に、立候補制限の効力が付加されたこととされている。

※4 波及効は、小選挙区選挙において行われた選挙犯罪の効果が、別選挙だからという理由で比例区選挙には及ばず、当該候補者が比例区選挙の当選人として議員等の地位にあり続けるという不都合を是正すべく、平成6年の改正の際に採り入れられた制度である。小選挙区での当選

無効を補完するためのものとされており、比例区選挙についての立候補制限の効果までは含まれていない。

(3) 組織的選挙運動管理者等（法251条の3第1項）の選挙犯罪

ア 意義

組織的選挙運動管理者等とは、候補者等と意思を通じて組織により行われる選挙運動において、

- (ア) 選挙運動の計画の立案若しくは調整を行う者
- (イ) 選挙運動に従事する者の指揮若しくは監督を行う者
- (ウ) その他選挙運動の管理を行う者

である（ただし、総括主宰者、出納責任者、地域主宰者を除く）。

「組織」とは、特定の候補者等を当選させる目的をもって、複数の人が、役割を分担し、相互の力を利用し合い、協力し合って活動する実態をもった人の集合体及びその連合体をいうと解されており、例えば、政党、政党の支部、政党の青年部・婦人部、候補者等の後援会、系列の地方議員の後援会、協力支援関係にある首長の後援会、地元事務所、選挙事務所、政治支援団体、選挙支持母体等がこれに当たるほか、本来選挙活動以外の目的で存在する会社、労働組合、宗教団体、業界団体、青年団、同窓会、町内会等も、特定の候補者等を当選させる目的をもって、役割を分担し、協力し合って選挙運動を行う場合には、「組織」に当たると解されている。

選挙運動が候補者等と意思を通じて組織として行われることが要件とされているが、その組織の総括的立場にある者と候補者等との間に選挙運動を行うことについての意思の連絡が認められれば足り、候補者等と組織的選挙運動管理者等との間には、そのような意思の連絡は不要とされている。

イ 百日裁判の対象となる選挙犯罪の種類

法251条の3第1項に規定されており、前記の法251条の2第1項各号の連座対象者と犯罪の種類は同様である（ただし、法247条の出納責任者による選挙費用の法定額違反は対象外となる。）。

ウ 百日裁判の規定の適用除外の有無

法251条の2第1項各号の連座対象者の場合と同様である。

- (ア) 衆議院比例区選挙における選挙犯罪については、百日裁判の規定の適用がない（法251条の3第3項参照）。
- (イ) 候補者等が落選し、又は当選後に辞職した場合であっても百日裁判の規定が適用される。

エ 選挙犯罪事件の刑が確定した場合の効果

その犯した選挙犯罪につき禁錮以上の刑（執行猶予の言渡しを受けた場合を含む。）が確定した場合に、連座訴訟の結果を待って、①当該候補者等の当選無効、②同人に対する立候補制限の効果が生じ（法251条の3第1項前段）、③衆議院重複立候補選挙

については、小選挙区選挙で連座制が適用された場合に比例区選挙の当選無効の効果（波及効）が生じる（同項後段）。

※ 免責

組織的選挙運動管理者等に関しても、当該選挙犯罪が「おとり」又は「寝返り」によって行われた場合には候補者等は免責される旨の規定が設けられている（法251条の3第2項1号、2号）。また、候補者等がその組織的選挙運動管理者等が選挙犯罪を犯すことを防止するための「相当の注意を怠らなかつた」場合も免責の適用があると規定されている（法251条の3第2項3号）。

組織的選挙運動管理者等にかかる連座制は、平成6年の公職選挙法の一部改正の際に、候補者等に対して選挙浄化に関する厳しい責任を負わせ、候補者等の自らの手で徹底的な選挙浄化を行わせることにより腐敗選挙の一扫を図ることを目的として導入された制度であり、それまでの連座制と異なる新しい類型であるとされているが、その目的との関連から、候補者等が選挙浄化に向けて相当な注意を怠らなかつたときや、当該選挙犯罪が「おとり」、「寝返り」によって行われたような場合には、連座制を適用させる必要はないと考えられたことによるものと思われる。

なお、免責の効果については、法251条の2第1項各号の連座対象者の選挙犯罪の場合と異なり、組織的選挙運動管理者等の選挙犯罪に関して免責が認められた場合には、連座制の効果のすべて、すなわち、立候補制限の効果と衆議院重複立候補選挙の場合の波及効の効果のみならず、候補者等の当該選挙の当選無効の効果についても発生しないと規定されている（法251条の3第2項）。

(4) 公務員等（法251条の4第1項各号）の選挙犯罪

ア 意義

本条の連座対象者は、以前、国又は地方公共団体の公務員、特定独立行政法人の役員又は職員及び公団等の役職員等（国会議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の職にある者を除く。）であった者が、その職を離れた日以後3年以内に行われた衆議院又は参議院議員選挙（国政選挙）のうち最初に立候補した選挙で当選した場合（※）に

- ① その当選人と、同人が離職する前3年間に就いていた職の後任者、直系の上司又は部下の関係にあり、その当選人から当該選挙に関し、直接指示又は要請を受けた者
- ② その当選人と、同人が離職する前3年間に就いていた職の直系の上司又は部下の関係にあり、①の者からその当選人の当該選挙に関し、指示又は要請を受けた者
- ③ その当選人と、同人が離職する前3年間に就いていた職と同種であり、かつ、その処理に関しこれと関係がある事務に従事する地方公共団体の公務員、特定独立行政法人の役員又は職員及び公団等の役職員等で、当選人又は①及び②の者から当該選挙に関し、指示又は要請を受けた者

である。

※ 離職後3年以内に2度の国政選挙に立候補して、2度目に当選した場合は、本条の対象には含まれないが、国政選挙への立候補が初めてであれば、すでに国政選挙以外の選挙に立候補し

ている場合であっても本条の対象となる。

イ 百日裁判の対象となる選挙犯罪の種類

法251条の4第1項に規定されており、前記組織的選挙運動管理者等で掲げた犯罪のほか、以下の選挙犯罪も百日裁判の対象となる。

- ・ 225条（選挙の自由妨害罪）
- ・ 226条（職権濫用による選挙の自由妨害罪）
- ・ 239条（事前運動、教育者の地位利用、戸別訪問等の制限違反）1項1号、3号、4号
- ・ 239条の2（公務員等の選挙運動等の制限違反）

ウ 百日裁判の規定の適用除外の有無

(ア) 国政選挙における選挙犯罪のみが百日裁判の対象となるが、政党選挙である衆議院比例区選挙における選挙犯罪については、他の連座対象者の場合と同様、百日裁判の規定の適用はない（法251条の4第2項）。

(イ) 候補者が落選した場合を含まないことは条文から明らかであるが、連座制の効果が当選無効のみであることからすれば、当選人による選挙犯罪の場合と同様、辞職した場合には、当該事件につき百日裁判として処理する必要はないと解される。

エ 選挙犯罪の刑が確定した場合の効果

その犯した選挙犯罪につき罰金以上の刑（執行猶予の言渡しを受けた場合を含む。）が確定した場合に、連座訴訟の結果を待って、当該候補者の当選無効の効果が生ずる。他の連座対象者の場合と異なり、連座制の効果には立候補制限の効果は含まれておらず、衆議院重複立候補選挙における比例区選挙の当選無効（波及効）の規定もない。免責の規定も存在しない。

別紙1「百日裁判対象範囲表」、別紙2「衆議院小選挙区・比例代表選出議員並立選挙における百日裁判対象範囲表」、別紙3「選挙犯罪の刑が確定した場合の効果と免責の有無及び免責事由」参照。

別紙 1

百日裁判対象範囲表

選挙犯罪の主体	選挙犯罪の種類	選挙の種類	百日裁判適用の有無
当選人 (251条)	この章に掲げる罪 ただし ・ 235条の6 (あいさつを目的とする有料広告の制限違反) ・ 245条 (選挙期日後のあいさつ行為の制限違反) ・ 246条 (選挙運動に関する収入及び支出の規制違反) 第2～9号 ・ 248条 (寄附の制限違反) ・ 249条の2 (公職の候補者等の寄附の制限違反) 第3～5項, 7項 ・ 249条の3 (公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反) ・ 249条の4 (公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の制限違反) ・ 249条の5 (後援団体に関する寄附等の制限違反) 第1項, 3項 ・ 252条の2 (推薦団体の選挙運動の規制違反) ・ 252条の3 (政党その他の政治活動を行う団体の政治活動の規制違反) ・ 253条 (選挙人等の偽証罪) の罪を除く	・ 衆議院小選挙区選挙 ・ 衆議院比例区選挙 ・ 衆議院重複立候補選挙 ・ 参議院選挙区選挙 ・ 参議院比例区選挙 : 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙	○ ○ ○※ ○ ○ ○
総括主宰者(251条の2第1項1号)	ただし、親族、秘書については、同人らと当該公職の候補者等又は総括主宰者らとの間で、組織的選挙運動管理者等については、当該公職の候補者等と組織の総括者との間でそれぞれ選挙運動を行うことにつき意思を通じる必要あり	・ 衆議院小選挙区選挙	◎
出納責任者(251条の2第1項2号)		・ 衆議院比例区選挙	×
地域主宰者(251条の2第1項3号)		・ 衆議院重複立候補選挙	◎※
公職の候補者等の親族(251条の2第1項4号)		・ 参議院選挙区選挙	◎
公職の候補者等の秘書(251条の2第1項5号)		・ 参議院比例区選挙	◎
組織的選挙運動管理者等(251条の3第1項)		・ 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙	◎
公務員等(251条の4第1項各号)	・ 総括主宰者らに同じ(ただし、247条は除く) ・ 225条 (選挙の自由妨害罪) ・ 226条 (職権濫用による選挙の自由妨害罪) ・ 239条 (事前運動, 教育者の地位利用, 戸別訪問等の制限違反) 第1項1号, 3号, 4号 ・ 239条の2 (公務員等の選挙運動等の制限違反)	・ 衆議院小選挙区選挙 ・ 衆議院比例区選挙 ・ 衆議院重複立候補選挙 ・ 参議院選挙区選挙 ・ 参議院比例区選挙 ・ 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙	○ × ○※ ○ ○ ×

- ◎ 当該候補者等の当落又は辞職の有無にかかわらず、百日裁判の対象となるもの
 ○ 当該候補者が当選している場合にのみ百日裁判の対象となるもの
 × 百日裁判の対象とならないもの
 ※ 別紙2参照

別紙2 衆議院小選挙区・比例代表選出議員並立選挙における百日裁判対象範囲表

選挙犯罪の主体	重複立候補選挙における当選人及び候補者の当落の別と百日裁判適用の有無	
	小選挙区	比例区
当選人	<input type="checkbox"/> 当選	当選 (注)
	<input type="checkbox"/> 落選	<input type="checkbox"/> 当選
	<input type="checkbox"/> 当選	落選
	<input type="checkbox"/> 落選	落選
公務員等を除く 連座対象者	<input type="checkbox"/> 当選	当選 (注)
	<input type="checkbox"/> 落選	当選
	<input type="checkbox"/> 当選	落選
	<input type="checkbox"/> 落選	落選
公務員等 (特別連座者)	<input type="checkbox"/> 当選	当選 (注)
	<input type="checkbox"/> 落選	当選
	<input type="checkbox"/> 当選	落選
	<input type="checkbox"/> 落選	落選

は、当該選挙における選挙犯罪が百日裁判の対象となる場合を示す。

注は、法95条の2第5項で、小選挙区で当選したため、比例区の衆議院名簿に記載されていないものとみなされた者を示す。

なお、小選挙区の当選が、選挙等の効力に関する訴訟の結果等により無効となった場合であっても、比例区での衆議院名簿に再び氏名が掲載されて、繰上事由が生じた場合には、比例区選挙の当選人とされる場合がありうるが、当選人の選挙犯罪及び連座裁判によって小選挙区の当選が無効とされた場合には、法98条1項により、比例区選挙での繰上補充資格喪失事由に該当するので、比例区選挙での当選者たる地位は取得できない。

別紙3 選挙犯罪の刑が確定した場合の効果と免責の有無及び免責事由

対象者	刑の種類	当該公職の候補者等に対する効果	免責の有無	免責事由
当選人	科料以上 (猶予を含む)	当該選挙の当選無効	無	
総括主宰者 出納責任者 地域主宰者	罰金以上 (猶予を含む)	当該選挙の当選無効	無	「おとり」又は「寝返り」
		衆議院重複立候補選挙での比例区の当選無効 (波及効)	有	
親族 秘書	禁錮以上 (猶予を含む)	当該選挙の立候補制限	有	「おとり」「寝返り」又は「候補者等の無過失」
		当該選挙の当選無効	有	
組織的選挙運動管 理者等	禁錮以上 (猶予も含む)	衆議院重複立候補選挙での比例区の当選無効 (波及効)	有	
		当該選挙の立候補制限	有	
		当該選挙の当選無効	有	
公務員等	罰金以上 (猶予を含む)	当該選挙の当選無効	無	

第2 百日裁判における裁判事務の流れ

以下は、百日裁判における裁判事務の流れの中で、特記すべき事項を掲載したものである。第3ないし第5と併せて参考とされたい。

1 起訴状の受理と百日裁判該当事案連絡書の審査

起訴状から百日裁判事案である旨が判明する場合（総括主宰者、出納責任者、地域主宰者）で連絡書が提出されていないときは、検察官に連絡書の提出を促す。

2 裁判所内部における報告

- (1) 裁判官に対して百日裁判事件が受理された旨の報告
- (2) 主任書記官への報告（報告を受けた主任書記官は、部内の周知と裁判所全体への百日裁判処理態勢作りの働きかけに努める）
- (3) 訟廷係との連係
- (4) 通達に基づく事件報告（受理）

3 起訴状謄本の送達、弁護士選任手続

第1回公判期日までの期間が法定されているので、これらの手続に必要な期間を考慮して速やかに行う必要がある。

4 準備手続期日の指定

3と同様の理由により、弁護士が選任され次第、早急に指定する。

5 準備手続

- (1) 当事者に対する百日裁判制度の趣旨説明と協力依頼
- (2) 公判期日の一括指定

6 公判期日

- (1) 百日裁判実現のための集中審理
- (2) 通達に基づく事件報告（経過）（ただし、被告人が国会議員、都道府県知事の場合に限る。）

7 判決後の手続

(事件が確定した場合)	(判決が控訴された場合)
(1) 百日裁判事件の処理に関する調査票の作成	(1) 百日裁判事件の処理に関する調査票の作成
(2) 通達に基づく事件報告（結果）	(2) 通達に基づく事件報告（結果）
(3) 処刑の通知 特定の選挙犯罪がなされ、裁判が確定した場合には、選挙の効果等に影響が生じるため、関係諸機関に対し、以下のと	(3) 速やかな記録整理と上訴審への送付

おり各種の通知をしなければならない。

ア 法254条の通知

イ 法254条の2第1項の通知

ウ 法254条の2第3項の通知

(4) 速やかな公判調書の整理及び裁判書の
作成と検察庁への記録の引継ぎ

別紙4 昭38年2月27日刑二第16号刑
事局長等通知「公職選挙法251条
の2第1項各号、第2項または
第251条の3各号に掲げる者の
所定の罪にかかる刑事事件に関
する公判調書の整理及び裁判書
の作成の促進方について」参照
(これは、平成6年の公職選挙法
改正前の通知である。)

別紙 4

○公職選挙法第251条の2第1項各号、第2項または第251条の3各号に掲げる者の所定の罪にかか
る刑事事件に関する公判調書の整理および裁判書の作成の促進方について

(昭38年2月27日刑二第16号高等裁判所長官、地方裁判所長
あて、刑事局長、訟廷部長事務代理通知)

標記について、法務事務次官から別紙のような依頼がありましたので、よろしくお取り計ら
いください。

おって、各簡易裁判所には所管の地方裁判所から、この旨を通知してください。

(別紙)

法務省刑事(刑)第118号

昭和38年2月8日

法務事務次官 竹原精太郎

最高裁判所事務総長 殿

公職選挙法第251条の2第1項各号、第2項又は第251条の3各号に掲げる者
の所定の罪にかか
る刑事事件に関する公判調書の整理及び裁判書の作成の促
進方について

すでに御承知のように、過般の昭和37年法律第112号による公職選挙法の一部改正により、同
法第251条の2第1項各号、第2項又は第251条の3各号に掲げる者が所定の罪を犯し刑に処せ
られたときは、右各条項の規定により当該当選人の当選を無効であると認める検察官は、同法
第211条の規定にしたがい、その裁判確定の日から30日以内に、高等裁判所にいわゆる当選無効
訴訟を提起しなければならないこととされたが、検察官においてこの訴訟の迅速、適正なる提
起及び遂行に遺憾なきを期するについては、いわゆる当選無効の事由たるべき同法第251条の2
第1項各号、第2項又は第251条の3各号に掲げる者の所定の罪にかか
る刑事事件に関する公判
調書及び裁判書の精査検討を必要不可欠とする次第であるから、裁判所におかれては、この種
刑事事件の公判調書の整理及び裁判書の作成につき従前にも増して一層の促進を計られるよう
格別の御配慮をお願いする。

第3 百日裁判の具体的手続

以下の記述は、公刊物等に登載された百日裁判の審理に関する解説等及び平成5年以降に開催された高等裁判所管内別（一部連合）刑事事件担当裁判官協議会における協議概要のうち、百日裁判事件の運営等に関する部分を抜粋、整理したものである。

1 百日裁判該当事案連絡書

検察官が選挙犯罪を起訴する場合には、①法253条の2第1項に規定された百日裁判相当事案であること、②右事件にかかる候補者等が、衆議院重複立候補選挙の比例区並立選挙に係る立候補者であること、の二点について、受訴裁判所に連絡する取扱いがされている（別紙5「平成7年4月12日刑一第120号刑事局長通知」後に「平成8年12月3日刑一第342号刑事局長通知」のとおり（別紙様式第2）を訂正参照）。

法は、百日裁判の審理促進のために第1回公判期日の指定方法などを定めており、第1回公判期日前に百日裁判事案であるかどうかを把握することは、裁判所にとって必要不可欠であるところ、裁判所が起訴状から百日裁判事案であることを認識できるのは、起訴状に公職選挙法上の身分が記載される総括主宰者、出納責任者及び地域主宰者の選挙犯罪の場合のみであり、それ以外の者の選挙犯罪の場合は、裁判所としては、起訴された段階で百日裁判事案であるかどうかは分からない。そこで、検察官から百日裁判相当事案であることの連絡書を提出してもらうことになったのである。また、後に述べるとおり、法254条又は254条の2の規定により、衆議院重複立候補者の連座対象者（公務員等は除く。）が選挙犯罪により刑に処せられた場合には、裁判所の長は、中央選挙管理会に処刑の通知を发出する必要があるところ、起訴状の記載からは、当該候補者が重複立候補者であるかどうか分からない場合があるから、連絡書において、この点についても検察官が裁判所に知らせることにしているのである。

2 百日裁判の審理

(1) 百日裁判の「百日」とは

法253条の2第1項では、百日裁判の対象となる選挙犯罪事件については、「訴訟の判決は、事件を受理した日から百日以内にこれをするように努めなければならない。」と規定しているが、この規定は、各審級ごとに適用され、「事件を受理した日から百日以内」とは、第一審については、公訴の提起を受理した日、略式事件についての正式裁判請求を受理した日から百日以内、上訴事件については、上訴審が原審から訴訟記録の送付を受けた日から百日以内という意味である。百日裁判の対象とならない事件の被告人について、後日、百日裁判の対象事件が追起訴、併合された場合には、追起訴の時点から百日以内ということになる。

※ 略式命令自体については、百日裁判の規定の適用を受けると解する見解と、刑事訴訟規則290条で、略式命令は請求のあった日から14日以内に命令を出さなくてはならないとされていることや百日裁

別紙5

○公職選挙法の改正に伴う検察庁の通達の発出について

(平成7年4月12日刑一第120号高等裁判所長官, 地方裁判所)
長あて刑事局長通知

この度, 平成7年4月1日付けで, 最高検察庁次長検事から検事長及び検事正あてに, 別紙第1の趣旨の通達が発出されましたので, 参考までにお知らせします。

なお, この通達発出の趣旨等は, 別紙第2のとおりです。

おって, 簡易裁判所に対しては, 所管の地方裁判所長からお知らせください。

(別紙第1)

- 1 公職選挙法第253条の2第1項に規定された罪に関する刑事事件を起訴する場合には, 別紙様式第1により, 当該刑事事件がいわゆる百日裁判事案である旨を受訴裁判所に連絡する。
- 2 当該刑事事件が連座制が適用される事件である場合において, 公職の候補者が衆議院議員選挙の候補者であった者で公職選挙法第86条の2第4項の規定による重複立候補者であったものであるときは, 1の連絡に加え, 別紙様式第2により, その旨を受訴裁判所に連絡する。

(別紙様式第1)

百日裁判該当事案連絡書	
(罪名) 公職選挙法違反	(被告人氏名)
上記被告人に対する頭書被告事件は, 公職選挙法第253条の2第1項に定める刑事事件と思料されるので, 同条第2項に定めるところにより公判期日を一括して定められたく, 連絡する。	
年 月 日	
裁判所	検 察 庁 検察官 検事 殿

(別紙第2)

公職選挙法の改正については、さきに、平成6年4月22日付け最高裁判三第116号刑事局長、行政局長、家庭局長通知「公職選挙法の一部を改正する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の公布等について」並びに同年12月19日付け最高裁判三第418号刑事局長、行政局長、家庭局長通知「公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律の公布等について」で通知したとおりであるが、別紙第1の1については、これらの改正により、いわゆる百日裁判事件として処理すべき対象範囲が拡大された結果、起訴状のみからは百日裁判事件に該当することが判明しない場合が生ずるためにされる処置であり、同2については、一連の改正により、公職選挙法第86条の2第4項の規定によるいわゆる重複立候補者(衆議院(小選挙区選出)議員の選挙における候補者であった者で当該選挙と同時に行われた衆議院(比例代表選出)議員の選挙における候補者であったもの)に係る総括主宰者等の連座関係者が刑に処せられた場合に、同法第254条及び第254条の2の規定により従来の関係諸機関等に対するものと併せて行うことになった中央選挙管理会への通知に関して、起訴状のみからは重複立候補者であることが判明しないためにされる処置である。

なお、平成6年11月29日付けをもって、自治省行政局選挙部長から各都道府県選挙管理委員会委員長あてに、裁判所の長からされる都道府県選挙管理委員会への連座関係者の処刑の通知が重複立候補者に係るものであった場合には、直ちに、当該都道府県選挙管理委員会は、その旨を当該裁判所の長に連絡するとの趣旨の文書が発出されている。

(別紙)

(別紙様式第2)

重複立候補者連絡書

(罪名) 公職選挙法違反 (被告人氏名)

上記被告人に対する頭書被告事件に係る候補者〇〇〇〇は、公職選挙法第86条の2第4項により、衆議院名簿に登載されているので、連絡する。

年 月 日

検 察 庁

検 察 官 検 事

裁判所

殿

判を規定する法253条の2が「訴訟の判決」という文言を付していることから、命令手続で行われる略式命令は百日裁判の規定の適用を受けないとする見解がある。

(2) 期日指定の方法

法253条の2第2項は、百日裁判の審理について、裁判長は、第1回の公判期日前に審理に必要と見込まれる公判期日をそこに示された期限及び開廷ペースの下に一括して定めなければならないものとしている。この規定は、百日裁判の実現のために必要とされる最低限の開廷ペースを具体的に明らかにし、裁判所に対して連続開廷義務を課するとともに、当事者に対してもこれに協力すべき義務を課したものと考えられている。そこで、特段の事情もなく本規定の定める開廷ペースに比し、明らかに不足する公判期日しか指定しない場合や、何らの事前準備をすることなく、漫然と第1回公判期日のみを指定する運用は、本項の規定に反すると考えられる。なお、「審理に必要と思われる公判期日」とは、事前準備において判明する限りの事情により、今後必要と見込まれる期日であり、後に事情変更があれば、期日の追加、取消、あるいは、変更を行うことが予定されていると解されている。

ア 第1回公判期日の指定方法

百日裁判の第1回公判期日は、事件を受理した日から、第一審にあっては30日以内、控訴審にあっては50日以内の日を定めなければならないと規定されている(法253条の2第2項1号)。

控訴審において50日とされたのは、控訴審において、訴訟記録を精査する時間と控訴趣意書の提出期限を考慮してのことである。一方、上告審についてはこのような制限はないが、これは、上告審では必ずしも公判期日が開かれるとは限らないからである。

イ 第2回以降の公判期日の指定方法

第2回以降の公判期日については、第1回の公判期日の翌日から起算して7日を経過するごとに、その7日の期間ごとに1回以上となるように定めることとされている(同条第2項2号)。

第1回公判期日の翌日から起算して7日ずつ区切ったそれぞれの期間ごとに1回以上となるように指定すればよいとの意味であり、例えば、第1回公判期日を2月1日とした場合には、2月2日から8日の7日間、9日から15日の7日間にそれぞれ1回以上の期日を指定すれば良い。

上告審において、審理のために2回以上の公判期日を開く場合には、本条の規定に従い7日間に1日以上となるように期日を定めなければならないと解されている。

3 百日裁判事件が係属した場合の準備

法253条の2の規定に従った審理を行うためには、第1回公判前の公判準備が重要であることは言うまでもない。以下、百日裁判事件の処理に関して裁判所がとるべき処理態勢、準備手続において注意すべき点、当事者への働きかけの方法などを中心に、考えられる方

策について紹介する。

(1) 裁判所の態勢づくり

百日裁判事件が係属した場合には、民事部を含めた本庁及び支部の全庁的な観点から裁判所内部の態勢を整備し、裁判所全体としてその処理態勢を作ることが必要であり、そのために、百日裁判事件の係属を裁判所全体として認識し、当該庁の裁判官及び裁判所職員が一致して百日裁判実現のために全面的に協力するという意識を持つことが重要であると指摘されている。

ア 裁判所内部の態勢づくり

百日裁判事件はその他の事件とは別配てんとし、一つの部に重ねて行かないようにするほか、配てんを受けた部に対しては一定期間、事件の配てんを停止したり、既に係属している事件の配てん替えを行うなどの措置をとる例がある。また、百日裁判係属部の人的面における充実強化を図るため、他の各部も積極的に協力すること、法廷も連続開廷に使用する法廷を確保できるようにすること等の措置をとること等も考えられる。大規模庁においては、迅速な審理のために、百日裁判事件について、全て裁定合議事件として審理する取扱いをすることも考えられる。(第2部の2に後掲する調査票のうち、事例1, 2, 3, 6, 8, 10, 13, 14, 18, 19など)

イ 外部への協力要請

(ア) 管内の裁判所への働きかけ

百日裁判が係属した庁は、司法行政上の措置として、期日の抵触の可能性があるなどの観点から、関係すると思われる管内及び近隣の裁判所に対して、百日裁判事件の審理促進について、所長名義の書面を送るなどの協力要請を行うことが考えられる(調査票事例6, 19など)。

(イ) 検察官(検察庁)、弁護士(弁護士会)への働きかけの必要性

法は、裁判所のみならず、当事者に対しても、百日裁判事件については、可能な限りの早期審理とそれに対する協力を義務づけているものと考えられる。この点に関しては、法253条の2の規定が設けられた昭和27年以降、最高裁、法務省、最高検、日弁連の四者間で審理の促進等の具体的な方策について再三協議が重ねられ、これを励行することで意見の一致を見ている(別紙6 昭和42年12月15日刑一第245号事務総長通達「公職選挙法第253条の2関係事件の審理の促進について」参照)ほか、平成4年12月に公職選挙法が一部改正され、法253条の2第2項が新設された際、法曹三者間において、具体的な期日指定方法等に関し改めて協議が行われ、百日裁判の審理の促進と協力義務について合意されている(別紙7 平成6年3月18日刑一第80号刑事局長通知「公職選挙法第253条の2関係事件に関する法曹三者の合意について」参照)。そこで、百日裁判が係属した際、裁判長が事件を担当する検察官及び弁護士に対しこの四者間申合せ事項及び三者合意の内容を確認し、百日裁判を実現するための協力を強く要請することが、実効的な事前準備を実施し、公判審理を

別紙 6

○公職選挙法第253条の2関係事件の審理の促進について

(昭42年12月15日刑一第245号高等裁判所長官, 地方裁判所長
あて事務総長通達)

標記事件とくに被告人が国会議員である事件の審理の促進については, 昭和30年3月開催の刑事裁判官会同において各種の方策について申合せがなされ(昭和30年4月23日付最高裁判所刑一第67号当職通達(昭和30年5月1日付裁判所時報第182号登載)), 昭和33年3月および昭和34年7月の刑事裁判官会同においてその趣旨が確認されてきた(昭和33年7月18日付最高裁判所刑一第118号当職通達(昭和33年8月1日付裁判所時報第260号登載)および昭和34年7月28日付最高裁判所刑一第109号当職通達(昭和34年8月1日付裁判所時報第284号登載))とありますが, 本年5月22日開催された刑事裁判官会同において, 会同員全員一致の意見として標記事件の審理の促進をはかるためとくに別紙1の諸方策を実施するのが適当であるとの意見が表明され, その後, 法務省, 最高検察庁および日本弁護士連合会と当事務総局において慎重に協議を重ねた結果, 標記事件の審理の促進について別紙2のとおり意見の一致をみましたので, この旨それぞれ貴庁管内各裁判官にお伝え下さい。

なお, 法務省および日本弁護士連合会からも全国検察庁および弁護士会に対し, それぞれ別紙2の事項について通達がなされるはずであります。

(別紙1)

公職選挙法違反事件の審理促進について

公職選挙法第253条の2にいわゆる百日裁判事件特に被告人が国会議員である事件の審理促進については, 昭和30年3月の刑事裁判官会同において各種の方策につき申合せがなされ, その後もその趣旨を確認するとともにその実施に努めてきたが, その運用の経験にかんがみ, 被告人が国会議員である事件のみならず百日裁判事件全体について特に次の諸方策を実施することが適当であると考えます。

1. 裁判所の方針

- (1) この種選挙法違反事件を担当する裁判官には, できる限り他事件の配点を停止する等当該事件の処理に専念することができるように配慮すること。
- (2) この種事件の期日は他の事件に優先して指定するものとし, 当該裁判所の他の部のみならず他庁においてもこれに協力すること。
- (3) 関連事件との併合分離については, 審理の遅延をきたさないよう格段の考慮をはらうこと。
- (4) 刑訴規則第178条の10の規定を活用して訴訟関係人と期日の指定等について打合せを行ない, 事件全体の審理計画を立てた上すみやかに第1回公判期日を開き, 直ちに実質審理を行うよう努めること。
- (5) 公判期日は, できる限り事件の終結に至るまでの全期日をまとめて指定し連続して開廷すること。

- (6) 一たん定めた公判期日は真にやむをえない場合のほか変更しないこと。
- (7) 公判調書は特に迅速に整理し、上訴記録はすみやかに上訴審に送付すること。

2 検察官、弁護人双方に対する要望

- (1) 期日の指定に協力し、指定された公判期日を厳守するとともに、被告人、証人の出頭を確保すること。
- (2) 証拠の申請にあたっては、証拠を厳選し、必要最少限の最良証拠に限ること。調書の一部同意、合意書面の活用等立証の合理化に努めること。

3 検察官に対する要望

- (1) この種事件の起訴にあたっては、できるだけ他の被告人と分離して起訴し、かつ、訴因を重要なものに限る等百日裁判に適する形で起訴すること。
- (2) 関連事件の起訴はできる限りすみやかに行なうこと。
- (3) 供述調書の作成にあたっては、公判において争われることが予想される事項とそうでない事項を分離し、別個の調書を作成すること。供述調書は複写の可能な形で作成すること。
- (4) 捜査担当の検察官と公判担当の検察官との連絡を緊密にし、特に記録の引継ぎをすみやかに行なうこと。
- (5) 起訴後すみやかに証拠書類および証拠物の整理を完了し、弁護人に対しその閲覧謄写の機会を十分、かつ、すみやかに与えること。証拠書類についてはできる限りその写しを弁護人に交付すること。

4 弁護人に対する要望

- (1) 主任弁護人または副主任弁護人の予定者には当該裁判所の所在地またはその近傍に在住する弁護人をあて、審理の遅延をきたさないよう配慮すること。
- (2) 弁護人多数の事件についてはできる限り各弁護人ごとに担当事項を定める等、一部の弁護人の支障により審理の遅延をきたさないよう努めること。
- (3) 証拠書類および証拠物の閲覧謄写、同意・不同意の見込みの通知等訴訟の準備をすみやかに整え、第1回公判期日から実質審理が行われるよう努めること。

5 その他

- (1) 本方策をより効果的に実施するため、第一審強化方策地方協議会において各地の実情に応じた適切な実施策を検討すること。
- (2) 百日裁判事件以外の公職選挙法違反事件についても、その処理に時機を失しないよう留意すること。

(別紙2)

公職選挙法第253条の2のいわゆる百日裁判事件の審理の促進について

最高裁判所、法務省、最高検察庁および日本弁護士連合会は、慎重協議の結果、標記事件の審理の促進に関する昭和30年4月の右四者間の協議の結果を確認し、標記事件の審理を促進するためには、特に裁判所の適切な訴訟指揮と検察官および弁護人の積極的な協力とが必要であり、左記の諸事項の励行が肝要である旨完全に意見の一致をみた。

記

(訴訟指揮)

1 裁判所は、適切強力な訴訟指揮により、計画的、集中的な審理を行なうこと。

(百日裁判に適する起訴)

2 検察官は、この種事件の起訴にあたっては、できる限り、他の被告人と分離して起訴することを考慮し、かつ、訴因を簡明にする等百日裁判に適する形で起訴するよう努めること。

(供述調書の作成)

3 この種事件の供述調書は、できる限り事項別に、かつ、複写の可能な形で作成すること。

(関連事件の起訴)

4 検察官は、関連事件の起訴をできる限りすみやかに行なうこと。

(関連事件の併合分離)

5 裁判所は、関連事件の併合分離については、審理の遅延をきたさないように格段の配慮をはらうこと。

(検察官相互の連絡)

6 捜査担当の検察官と公判立会の検察官とは、連絡を緊密にし、特に記録の引継ぎをすみやかにすること。

(証拠書類および証拠物の閲覧謄写)

7 検察官は、起訴後すみやかに証拠書類および証拠物の整理を完了し、弁護人に対しその閲覧謄写の機会を十分、かつ、すみやかに与えるとともに刑訴規則178条の11の規定の活用を考慮すること。

弁護人は、証拠書類および証拠物の閲覧謄写、同意・不同意の見込みの通知等訴訟の準備をすみやかに整え、第1回公判期日から実質審理が行なわれるよう努めること。この場合において、検察官は、証拠書類の謄写につきできるだけ弁護人の便宜をはかるよう配慮すること。

(期日の指定および遵守)

8 裁判所は、訴訟関係人の準備に即応し、随時刑訴規則178条の10の規定を活用して公判期日の指定その他訴訟の進行に関する打合せを行ない、できる限り連続した期日を指定し、一たん指定した期日は真にやむをえない場合のほか変更しないこと。被告人が正当な理由がなく出頭しないときは、刑訴法58条または96条の規定の活用を考慮すること。

この種事件の期日は、他の事件に優先して指定するものとし、当該裁判所の他の部のみならず他庁もこれに協力すること。

検察官および弁護人は、指定された期日を厳守し、被告人、証人の出頭を確保すること。

(主任弁護人等)

9 主任弁護人が遠隔の地にある等のため期日の指定に困難をきたし、または一部の弁護人の支障により審理の遅延をまねくおそれがある場合もあることにかんがみ、主任弁護人または副主任弁護人にはできる限り、当該裁判所の所在地またはその近傍に在住する弁護人をあて、

また弁護士相互間に担当事項を定める等弁護人の支障により審理の遅延をきたさないよう努めること。

(証拠の厳選等)

- 10 裁判所は、争点の明確化に努め、これに即した証拠調べを行うこと。検察官、弁護人は、証拠の申請にあたっては証拠を厳選し、不必要な重複立証を避けること。調書の一部同意、合意書面の活用等立証の合理化に努めること。

(公判調書の整理等)

- 11 この種事件の公判調書等は、特に迅速に整理し、上訴記録はすみやかに上訴裁判所に送付すること。

(その他)

- 12 その他公職選挙法違反事件の審理促進に関する最高裁判所事務総長通達（昭和27年12月15日付最高裁判所刑二第20865号「公職選挙法違反被告事件の処理について」および昭和28年5月13日付同刑一第5941号「公職選挙法第253条の2関係事件の審理促進について」）に掲げる事項を確認し、その励行に努めること。

(地方の実情に応じた対策の検討)

- 13 以上の方策をより効果的に実施するため、第一審強化方策地方協議会において、各地の実情に応じた適切な実施策を検討すること。

(その他の公職選挙法違反事件の処理)

- 14 百日裁判事件以外の公職選挙法違反事件についても、裁判所は、その処理に時機を失しないよう留意し、検察官、弁護人もこれに協力すること。

別紙7

○公職選挙法第253条の2 関係事件に関する法曹三者の合意について

(平成6年3月18日刑一第80号高等裁判所長官、地方裁判所
長あて刑事局長通知)

標記の事件の審理促進のための方策については、これまで刑事裁判官協議会等において繰り返し協議され、昭和42年には最高裁判所と法務省、最高検察庁及び日本弁護士連合会との間で具体的な諸方策の実施について合意がされたところではありますが(昭和42年12月15日付け最高裁判刑一第245号事務総長通達「公職選挙法第253条の2 関係事件の審理の促進について」参照)、この度、公職選挙法の一部を改正する法律(平成4年法律第98号)によって公職選挙法第253条の2が改正されたことを受け、最高裁判所、法務省及び日本弁護士連合会において慎重に協議を重ねた結果、この種の事件の審理を適正に促進するための法曹三者の取組みに関し、別紙のとおり意見の一致をみました。

なお、この種の事件の適性かつ迅速な処理を図るためのより具体的な方策等については、昭和42年の合意及び今回の合意を踏まえ、第一審強化方策地方協議会等の場において、各庁の実情に応じて、対応する検察庁及び弁護士会との間で協議していただくようお願いします。

おって、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から通知してください。

また、法務省及び日本弁護士連合会からも、全国の検察庁及び弁護士会に対し、それぞれ今回の合意について通知されます。

(別紙)

平成6年3月18日

法曹三者合意事項

公職選挙法第253条の2のいわゆる百日裁判の規定に関する法曹三者の取組みについて

法曹三者は、公職選挙法第253条の2の規定の制定以後、昭和42年には、最高裁判所、法務省、最高検察庁及び日本弁護士連合会の間で合意を交わすなど、同条所定のいわゆる百日裁判に係る事案の審理の促進について協議を重ねてきた。その後も法曹三者は、この合意の適切な運用について、それぞれの立場から三者協議会等において意見を交わすとともに、努力してきたところである。この度、公職選挙法の一部を改正する法律(平成4年法律第98号)によって同条が改正されたことを受け、最高裁判所、法務省及び日本弁護士連合会においては、前記昭和42年合意の実施状況及び改正法の趣旨を踏まえ、意見を交わし、慎重に協議した。

その結果、法曹三者は、前記改正の趣旨を尊重し、相互に協力して、被告人と弁護人の防御権・弁護権の保障に配慮しつつ、検察官及び弁護人において実行可能な事前準備の励行や審理計画の早期確定等に努め、裁判長において期日指定を円滑に行うなど、この種事件の審理が適正に促進されるよう努力し、弁護人所属の弁護士会もこれに協力する必要があることを相互に確認した。

また、このような目的を実現するためのより具体的な方策等については、第一審強化方策地方協議会等の場を通じて実質的な検討をするのが相当との結論に達した。

以上

円滑に行う上で重要であると考えられるが、さらに、司法行政上の措置として、平素から検察庁及び弁護士会に対し、四者間申合せ事項や三者合意の趣旨を庁内、会内に周知するように求めておくことも適当であるとされている（なお、前記三者合意では、具体的な方策等については、第一審強化方策地方協議会等の場において協議することが相当であるとされている。）。

ウ 運用基準、申合せの策定

百日裁判事件が係属した場合に、速やかに全庁態勢を組むためには、あらかじめ百日裁判事件を含む公職選挙法違反事件の処理に関して具体的な申し合せをしておき、受理後直ちに処理できるような態勢を作っておくことが望ましいと考えられ、現に、各地でこのような申し合せがされているようである（調査票事例10, 13, 19など）。こうした申し合せ事項の策定に当たっては、四者間申し合せ事項が記載された昭和42年12月15日付け事務総長通達を参照しつつ、各庁の実情に応じた工夫が必要であると考えられる。実際の申し合せの例としては、①裁定合議とすること及びその手続に関する事項、②配てんに関する事項、③他の事件の期日に優先させて期日を定めることと、これに対する他の裁判体の協力、④書記官、速記官等の人的態勢の協力、⑤連続開廷に使用する法廷の確保、⑥関連する勾留請求事件の配てん、⑦関係他庁、検察庁、弁護士会に対する協力要請等について取り決めているものがある。

エ 小規模庁の場合

支部等の小規模庁に百日裁判事件が係属した場合においては、当該支部のみでは十分な対応ができない場合がありうる。そのような場合には、民事部を含めた本庁及び支部の全庁的な協力のもとに裁判所の態勢作りを行うべきであり、場合によっては、事案の性質や当事者の意思をも踏まえて事件を本庁に回付するなどの措置をとることが必要であると指摘されている。また、百日裁判になりうると思われる事件については、令状処理の段階から、将来の公判に備え、民事部の裁判官や簡裁の裁判官、本庁の裁判官等が処理するという態勢を確立しておくことの必要性も指摘されており、各庁の実情に応じた申し合せをしておく必要性が高いと考えられる。

(2) 公判準備手続

実質的で集中した公判審理を実現するためには、関係者が事前に十分な訴訟準備を行うことが必須であり、裁判所としても、当事者に対し、相互の連絡を密にするように促すことはもちろん、適宜、事前の打合せ（刑事訴訟規則第178条の10）を開くなどして、集中審理を実現すべく公判準備を行う必要がある。具体的には、以下の諸点について打合せを行うことが考えられる。

ア 当事者に対する百日裁判の趣旨の徹底

百日裁判事件が係属した場合、当該受訴裁判所が、事件受理後、直ちに検察官、弁護人に連絡し、早期に事前打合せの席に着かせ、その場で、百日裁判の趣旨や、前記四者間申し合せ事項及び三者合意の内容を説明して、百日裁判事件に対する裁判所の確

固たる姿勢を明示して、当事者の基本的な理解を得るとともに、法253条の2に規定する期日指定に応じるように求めていくことが必要であると指摘されている（調査票事例1, 5, 6, 7, 13など）。

イ 検察官に対する迅速な証拠整理、証拠開示、立証事項の限定の要請

検察官による記録の整理及び提出書証の開示は、できる限り速やかに行われなければならない。裁判所としても、打合せの中で開示時期を明確に定めるなどする必要があるとされている。

さらに、百日裁判事件の適正かつ迅速な審理を実現するためには、検察官に短期間に充実した立証活動を行ってもらふ必要があるとともに、弁護人側においても、短期間で防御に十全を尽くしてもらふ必要があるから、弁護人から証拠開示に関する要望や具体的な申出があった場合には、検察官に対し、可能な範囲で証拠開示に協力するように要請することなども考えられる（調査票事例6, 7など）。

ウ 追起訴予定の把握

検察官の追起訴の遅れは、百日裁判事件の審理の遅延をもたらすことになりうるから、追起訴予定の有無を早期に把握、確定しておくことが肝要である（調査票事例10, 11, 13など）。

エ 検察官取調べ請求予定証拠に対する証拠意見の見込みの事前通知などの弁護人への要請

オ 公判期日の一括指定、審理計画の策定

(3) 百日裁判該当事案であることを弁護人が争うと主張した際の措置

公職の候補者等の親族、秘書、組織的選挙運動管理者等については、これらの身分が構成要件要素（法247条参照）ないし刑の加重事由（法221条3項等参照）とはなっていないため、起訴状には記載されない扱いとなっている。そこで、これらの事件については、事前打合せの段階で、弁護人が、身分の有無について疑義があるとして百日裁判該当事案であることを争うと主張する事態が想定される。

このような場合には、適宜、検察官から弁護人に対し、百日裁判該当事由について説明をするように求めるなどするとともに、裁判所としても、公職選挙法の全体的構造等からして、連座身分は連座訴訟によって争われるということが想定されており、刑事裁判においては、検察官が連座訴訟を提起する意思のある事件は百日裁判として行う必要があるということを十分説明し、弁護人を説得することが必要であるとされている。

(4) 弁護人が一括期日の指定に応じないときの処理

弁護人が連続的又は集中的な期日指定に応じない理由はいくつか考えられるが、多忙であることや訴訟準備ができないことなどがその主たるものと思われる。このような場合、百日裁判の趣旨を伝えた上、裁判所としては、担当部だけではなく、他の部、さらに庁全体が百日裁判の実現に熱意を持ち、全庁的に取り組む態勢をとっており、法の規定に沿うものである限り弁護人の事情にあわせて期日を入れる用意があること、必要が

あれば既に指定されている他の事件の期日を変更できるよう裁判所側で必要な措置をとることもできることなどを説明し、弁護人を説得することが考えられる。

「期日の一括指定では弁護権の行使が制約される。」、あるいは、「この段階ではとても終局までの審理の見込みは立てられない。」「将来の弁護活動を制約するような期日指定には応じられない。」といった弁護人の主張が予想されるが、期日の一括指定は、決して確固不動の審理計画を定めるものではなく、むしろ、期日を一括して指定しておいた方が事情の変更に基づく弁護方針の変更(特に必要な立証内容の追加)に対しても弾力的な対応ができるということを説明して説得する必要もあると考えられる。

(5) 遠隔地の弁護人が選任された場合

遠隔地の弁護士が弁護人となるような場合には、事前準備や期日指定等に困難を伴うことが多いため、このような場合には、特別の配慮、工夫が必要となる。まず、もちろん強制はできないが、できるだけ地元の弁護人にも付いてもらい、主任弁護人又は副主任弁護人には地元の弁護人を当ててもらおうよう要請する(それが無理でも、連絡係などとして地元の弁護士を選任するよう促す)ことが考えられる。そして、これが実現した場合には、①記録の閲覧謄写等の準備活動は、地元の弁護人にしてもらい、②事前打合せは地元の弁護人を通じて行う、③地元の弁護人だけの立会で進行できる期日を設けるといった点について働き掛けていくことが考えられる。

地元の弁護人が受任せず、遠隔地の弁護人のみとなってしまった場合には、電話やファクシミリを積極的に活用するなどして、事前準備を進めていくことが必要になると考えられる(調査票事例8)。

なお、期日指定については、遠隔地の弁護人に7日に1回出頭を求めるのは困難な場合も考えられるので、例えば、宿泊を前提として2週間に1回2日間連続開廷するなどして、法253条の2第2項の規定に従った期日指定をしていくことが考えられる。

4 公判期日

(1) 証拠調べの工夫

証拠調べの工夫としては、①証人の数を絞るべく、検察官立証が公訴事実を中心としたものとなり、冒頭陳述の範囲も必要以上に広がらないようにするとともに、尋問の順序も、最も重要な直接の証人の取調べから始めるようにすること、②書証の不同意部分についても、直ちに証人尋問を行うのではなく、期日間打合せ等を利用して、一部同意の余地はないか、立証趣旨を限定することによって同意を得ることはできないかといった検討を促すことなどが考えられる。

なお、同一場所における多数人に対する供与や、供与の態様が多数人におおむね共通している事案で、客観的事実関係に争いがなく、趣旨のみが争われている事案においては、代表証人を取り調べ、残りの者については、趣旨の認識について事実上の推定を働かせるなどの判断方法をとらう場合があると考えられる。また、供与の日時、場所、参集通知の経過、席順、提供物の内容、飲食の有無などの事項については、合意書面と

し、証人尋問の際にこれを活用することも一つの方法として考えられる(調査票事例15)。

(2) 期日の進行管理

期日の空転は、百日裁判事件においては致命的と思われる。そこで証人尋問に当たっては、常に出頭確保に意を用い、不出頭となるおそれがある場合には次の証人を準備しておき、期日を無駄にしないといった配慮をすることが重要となると思われる。具体的には、期日終了間際又は終了後に次回期日の予定について確認するとともに、期日間においても予定された審理が行いうるか、当事者の準備状況を的確に把握することによって、次回期日が空転しないように努めることが必要であり、取調べ予定の証人の出頭が困難となった場合などには、適宜期日間の打合せを開くなどして、代替措置を速やかに講ずる必要がある。

第4 通知事務

1 法254条の通知について

(1) 趣旨

法254条は、当選人及び連座対象者(法251条の2第1項各号、251条の3第1項及び251条の4第1項各号に各規定された者)が一定の犯罪につき刑に処せられたときに、裁判所の長が関係諸機関に通知しなければならないと規定する。当選人自身が犯した当選の効力に影響を与えるような犯罪について有罪の裁判が確定した場合や、連座対象者が犯した連座制に係る犯罪について、有罪の裁判が確定した場合に、関係諸機関は、それらを了知することが望ましいと考えられ、裁判所の長に通知義務を課したものである。

(2) 通知の要件

通知しなければならない場合は以下各アないしウに該当する場合である。

ア 当選人がその選挙に関し法251条に規定する当選無効の原因となる罪を犯し、刑に処せられた場合

(ア) 「刑に処せられた」の意義

法251条と同様「刑に処せられた」とは、刑が確定したことをいう。したがって、刑が確定した以上、実刑の場合に限らず、執行猶予の場合や罰金刑の場合も含まれる。

(イ) 候補者が当選している場合にのみ通知が必要である。

当選無効の効果は、当該候補者であった者の当選が前提となるため、法254条の通知は、候補者であった者が当選したときのみなされれば足りる。法254条の条文中で「当選人が」と記載されていることからこのことは明らかである。

※ 当選人が、起訴前に辞職した場合や、起訴後、事件の終結以前に辞職等により議員としての地位を失った場合の法254条の通知の要否。

当選人が起訴前あるいは起訴後に辞職したため、百日裁判で処理しない場合であっても、辞

職によって当選人であった事実が消滅するわけではないから、その被告人の有罪が確定した場合には、選挙管理委員会において、再選挙を行うかどうかを判断しなければならないことがある。そこで、裁判所において、法254条の通知をする必要がある。

イ 総括主宰者、出納責任者、地域主宰者、候補者等の親族、候補者等の秘書(法251条の2第1項各号)及び組織的選挙運動管理者等(法251条の3第1項)が、各条項に規定する連座に係る罪を犯し、刑に処せられた場合

(ア) 「刑に処せられた」の意義

ア(ア)と同様、刑が確定したことをいう。

※ 候補者等の親族、候補者等の秘書、組織的選挙運動管理者等の選挙犯罪について、罰金刑が確定した場合の法254条の処刑の通知の要否。

候補者等の親族(法251条の2第1項4号)、候補者等の秘書(同項5号)、組織的選挙運動管理者等(法251条の3第1項)が連座に係る罪を犯したことにより候補者等に連座制が適用される要件として、前記のとおり法は、「禁錮以上の刑に処せられた」と規定している。一方、法254条の処刑の通知の要件は、単に「刑に処せられた」と規定しており、「禁錮以上の」との限定文言はない。そこで、これらの連座対象者が罰金刑に処せられた場合であっても法254条の通知を要するようにも思われるが、本条の通知の目的は、先に述べたとおり、当選無効等の効果が生じる可能性がある場合に、関係諸機関にそのことを知らしめることであるから、当選無効等の効果が生じる可能性のない候補者等の親族等が罰金刑に処せられた場合にまで、通知をする必要はないものと考えられる。

なお、刑の構成的身分又は加重的身分たる総括主宰者、出納責任者及び地域主宰者と異なり、候補者等の親族、候補者等の秘書及び組織的選挙運動管理者等については、起訴状にその身分は現れてこないし、その者の刑事裁判手続において身分に関する判断がなされないから、本条の処刑の通知をするべきかどうかの判断は、検察官から百日裁判該当事案連絡書が提出されていたかどうかによることになる。

(イ) 候補者の当選・落選にかかわらず通知が必要である。

これらの連座対象者に係る連座制の効果としては、候補者等に対する立候補制限の効果が含まれており、これは候補者であった者の選挙の当選、落選とは関係なく生じるものであるから、候補者が落選した場合にも、法254条の通知は必要である。

※ 連座対象者が候補者等の親族(法251条の2第1項4号)、候補者等の秘書(同項5号)、組織的選挙運動管理者等(法251条の3第1項)の場合は、立候補予定者が立候補したか否かに関わりなく立候補制限の効果が生じるため、立候補予定者が正式な立候補をしなかった場合にも、法254条の通知の必要が生じることに留意する必要がある。

ウ 公務員等(法251条の4第1項各号に規定された者)が、同条に規定する連座に係る罪を犯し、刑に処せられた場合

(ア) 「刑に処せられた」の意義

ア(ア)と同様、刑が確定したことをいう。

(イ) 候補者が当選している場合にのみ、通知が必要である。

公務員等に係る連座制の効果は、当選無効の効果のみであり、候補者の当選がその前提となっているから、候補者が当選している場合のみ法254条の処刑の通知を行

うことになる。

(3) 通知方法

ア 通知の主体

法254条には「裁判所の長が」と規定されている。この裁判所とは当該事件が係属した最後の審級の国法上の裁判所を意味すると解され、通知を行うのはその長たる者となる。すなわち、当該事件が上告審に最後に係属した場合は最高裁判所長官名、控訴審に最後に係属した場合には高等裁判所長官名、地方裁判所に最後に係属した場合には地方裁判所長名により通知がなされる。

※ 地裁支部に係属している事件について、法254条の通知及び後述する同条の2第3項における通知を行う場合の通知の主体は、地方裁判所長とすべきであろう。

簡裁に係属している事件について、同通知を行う場合の通知の主体は、簡裁上席裁判官とすることで差し支えないと考える。

イ 通知の相手方

(ア) 当選人本人が刑に処せられた場合

a 衆議院比例区選挙又は参議院比例区選挙に関する選挙犯罪の場合は以下に対して通知する。

I 総務大臣

II 中央選挙管理会

III 衆議院議長又は参議院議長

(IIIについては、議員たる当選人についての規定である。刑に処せられる前に議員を辞職した場合であっても通知するとされている。なお、以下b及びcにおいても同様である。)

b 衆議院小選挙区選挙(ただし、重複立候補選挙の場合を除く。)、参議院選挙区選挙又は地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に関する選挙犯罪の場合は以下に対して通知する。

I 総務大臣

II 当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(地方公共団体の長を経て通知する。)

III 当選人が所属している議会の議長、衆議院議長又は参議院議長

c 衆議院重複立候補選挙に関する選挙犯罪の場合は以下に対して通知する。

I 総務大臣

II 当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(地方公共団体の長を経て通知する。)又は中央選挙管理会(※)

III 衆議院議長

※ 小選挙区当選人につき同選挙区での選挙犯罪の刑が確定した場合には、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に、比例区当選人につき同区での選挙犯罪の刑が確

定した場合には、中央選挙管理会に対して、通知を行うことになる。

- (イ) 連座対象者(法251条の2第1項各号に規定された者、組織的選挙運動管理者等及び法251条の4第1項各号に規定された公務員等)が刑に処せられた場合
- a 参議院比例区選挙に関する選挙犯罪の場合は以下に対して通知する。
- I 総務大臣
 - II 中央選挙管理会
- b 衆議院小選挙区選挙(ただし、重複立候補選挙の場合を除く。)、参議院選挙区選挙又は地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に関する犯罪の場合は以下に対して通知する。
- I 総務大臣
 - II 当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(地方公共団体の長を経て通知する。)
- c 衆議院重複立候補選挙における衆議院小選挙区での選挙犯罪の場合は以下に対して通知する。
- I 総務大臣
 - II 当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(地方公共団体の長を経て通知する。)
 - III 中央選挙管理会(ただし、連座対象者が法251条の4第1項各号に規定された公務員等であるときは除く。)

※ 衆議院比例区選挙における選挙犯罪の場合の通知の要否

衆議院比例区選挙における選挙犯罪については、連座制の適用がないことは先に述べたとおりだが、この点について、法254条は、同選挙において、同通知が不要であるとは規定していないため、連座制の適用のないかかる場合にも、同通知を要するか否かが問題となる。

法254条の処刑の通知の趣旨は先に述べたとおり、候補者等について、当選無効の効果や立候補制限の効果が生じる可能性が生じたときに、関係諸機関にその旨了知してもらうことにある。このような趣旨に鑑みれば、連座制の適用がない場合にまで、法が通知を要するとしているとは考えがたく、連座対象者の衆議院比例区選挙における選挙犯罪については、法254条の処刑の通知は不要であると解される。

ウ 通知の形式

- (ア) 総務大臣又は中央選挙管理会に対する通知の形式

法はその形式については特に規定を設けておらず、通常は別紙8のような様式で、判決書写しを添付した上、行われている。

- (イ) 選挙管理委員会、地方公共団体の議会の長に対してなされる通知の形式

法はその形式については特に規定を設けていないが、通常は(ア)と同様な様式で行われている。

別紙 8

(最高裁判所経由)

〇〇地裁刑訟第〇〇号

平成〇〇年〇月〇〇日

総務大臣殿

〇〇地方裁判所長 〇 〇 〇 〇

選挙犯罪事件の処刑について（公職選挙法254条に基づく通知）

当裁判所に係属した被告人〇〇〇〇に対する公職選挙法違反事件につき、下記のとおり判決が宣告されました。

なお、同判決は、平成〇〇年〇〇月〇〇日に確定しました。

記

- 1 事件番号 平成〇〇年(ワ)第〇〇号
- 2 宣告日 平成〇〇年〇〇月〇〇日
- 3 主 文 懲役〇〇年，執行猶予〇年

添付書類

判決書写し

(ウ) 衆議院議長又は参議院議長に対する法254条の通知の形式

平成5年10月18日総一第275号事務総長依命通達「衆議院議員又は参議院議員の資格に影響する裁判が確定した場合における衆議院議長又は参議院議長に対する通知について」に従って、当該事件の判決書の謄本を添えて、衆議院議員又は参議院議員である当選人が法254条所定の選挙犯罪を犯し、刑に処せられた旨及び裁判の確定年月日をその議員の所属する議院の議長に対して通知するものとされている。

エ 送付方法

(ア) 総務大臣又は中央選挙管理会に対する通知

下級裁判所事務処理規則27条に従い、最高裁判所（事務総局刑事局）を經由し、送付される。

なお、地方裁判所からの通知送付については、平成8年1月29日総一第23号総務局長通知「高等裁判所経由を要しない報告事項等について」により、下級裁判所事務処理規則26条に定める高等裁判所の経由を要さず、直接最高裁判所事務総局刑事局へ送付して良いことになっているが、簡易裁判所からの通知送付については、地方裁判所を經由した方が望ましい。

(イ) 選挙管理委員会、地方公共団体の議会の長に対してなされる通知

地方公共団体の議会の長に対しては、直接送付される。選挙管理委員会に対しては、その地方公共団体の長を經由して送付される。

(ウ) 衆議院議長又は参議院議長に対する通知

(ア)同様に送付される。

2 法254条の2第1項の通知(候補者であった者に対する総括主宰者、出納責任者等の処刑の通知)について

(1) 趣旨

法254条の2第1項は総括主宰者、出納責任者及び地域主宰者（法251条の2第1項1号ないし3号の連座対象者）が所定の犯罪につき刑に処せられたときは、その事件の係属した最後の審級の裁判所が、検察官の申立てにより当該候補者等にその旨の通知をしなければならないと規定している。連座対象者が連座に係る罪を犯した場合に、当該候補者等に連座制を適用するためには、法210条又は同211条に定められた手続要件（連座訴訟）等を満たさなければならないが、法254条の2第1項の通知は、このうち法210条の連座訴訟の出訴期間の起算点等としての役割を果たすものである。

(2) 通知の要件

法254条の2第1項の通知は以下のアないしウに該当する場合に行わなければならないと規定されているが、これは、すなわち、百日裁判で行われた総括主宰者、出納責任者、地域主宰者の選挙犯罪につき、有罪の裁判が確定し、検察官による通知の申立てがあった場合ということになる。

ア 衆議院比例区選挙以外の選挙についてであること

イ その選挙において、法251条の2第1項1号ないし3号に掲げるもの（総括主宰者、出納責任者、地域主宰者）が、

(ア) 法221条第3項（買収及び利害誘導罪）

(イ) 法222条第3項（多数人買収及び多数人利害誘導罪）

(ウ) 法223条第3項（公職の候補者及び当選人に対する買収及び利害誘導罪）

(エ) 法223条の2第2項（新聞紙、雑誌の不法利用罪）

(オ) 法247条（選挙費用の法定額違反、ただし、出納責任者（事実上の出納責任者を除く）のみ）

の各罪を犯し、刑に処せられたこと（法254条の通知の場合と同様、刑が確定した場合をいう。）

ウ 検察官から通知の申立てを受けたこと

(3) 通知方法

ア 通知主体

法254条の2第1項は「当該事件が係属した最後の審級の裁判所」と規定しており、通常は、受訴裁判所の裁判長名で行われている。

イ 通知の相手方

当該候補者である。

ウ 通知の形式

刑事局長通知により定めた様式が使用されている（別紙9 平成7年1月12日刑一第5号刑事局長通知「公職選挙法第254条の2第1項に基づく通知書のひな型について」参照）。

エ 送付方法

民事訴訟に関する法令の規定中送達に関する規定を準用し、送達の方法で行う（254条の2第2項）。

3 法254条の2第3項の通知について

(1) 趣旨

254条の2第1項の通知（候補者であった者に対する総括主宰者、出納責任者等の処刑の通知）をしたときは、裁判所の長は、その旨を、①総務大臣に通知し、かつ、②参議院比例区選挙については中央選挙管理会に対し、③それ以外の選挙について（ただし、衆議院重複立候補選挙の場合を除く。）は関係地方公共団体の長を経て当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に対し、④衆議院重複立候補選挙については、当該小選挙区選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会及び中央選挙管理会に対し、通知をしなければならない。

(2) 通知の要件

法254条の2第1項の通知をしたこと。

別紙 9

○公職選挙法第254条の2第1項に基づく通知書のひな型について

(平成7年1月12日刑一第5号高等裁判所長官, 地方裁判所)
長あて刑事局長通知

標記のひな型を別紙第1及び別紙第2のとおり作成しましたので, 参考までにお知らせします。

なお, 公職選挙法の一部を改正する法律(平成6年法律第2号)によって公職選挙法第254条の2第1項が改正され, 総括主宰者等の処刑の通知の相手が当選人から公職の候補者であった者に改められたことに伴い, 改正前の公職選挙法が適用される選挙に関する通知については別紙第1を, 改正後の公職選挙法が適用される選挙に関する通知については別紙第2を参考としてください。

おって, 簡易裁判所に対しては, 所管の地方裁判所長から通知してください。

(別紙第1)

平成 年 月 日

殿

裁判所

裁判長裁判官 印

選挙犯罪による処刑の通知

当裁判所に係属した公職選挙法違反被告事件につき, 検察官から申立てがあったので, 公職選挙法の一部を改正する法律(平成6年法律第2号)による改正前の公職選挙法第254条の2第1項に基づき, その被告人を刑に処する裁判が別表のとおり確定したことをこれに係る選挙の当選人であるあなたに通知します。

(別紙第2)

平成 年 月 日

殿

裁判所

裁判長裁判官 印

選挙犯罪による処刑の通知

当裁判所に係属した公職選挙法違反被告事件につき, 検察官から申立てがあったので, 公職選挙法第254条の2第1項に基づき, その被告人を刑に処する裁判が別表のとおり確定したことをこれに係る選挙の候補者であったあなたに通知します。

(別表)

関係選挙		平成 年 月 日施行 選挙
刑に処した者	氏名	
	選挙との関係	前記選挙に際してあなたのための選挙運動に関し、公職選挙法第251条の2第1項第 号に該当する者
刑に処する裁判	裁判年月日	平成 年 月 日
	裁判所	裁判所
	主文の趣旨	
	前記選挙運動に関する公職選挙法違反の事実に応用された罰条	公職選挙法第 条第 項
前記裁判の確定年月日		平成 年 月 日
備考		

(3) 通知方法

ア 通知主体

法254条と同じ。すなわち、当該事件が係属した最後の審級の裁判所の長が主体と解される。

イ 通知の相手方

(ア) 総務大臣

(イ) a 参議院比例区選挙については、中央選挙管理会

b それ以外の選挙(ただし、衆議院重複立候補選挙の場合を除く。)については、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会

c 衆議院重複立候補選挙については、当該小選挙区選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会及び中央選挙管理会

ウ 通知の形式

特に形式の定めはなく、法254条の2第1項の通知が、候補者に対して行われた旨を通知すれば足りると考えられる。

エ 送付方法

(ア) 総務大臣及び中央選挙管理会に対する通知

下級裁判所事務処理規則27条に従い、最高裁判所(事務総局刑事局)を経由し、送付される。

(イ) 選挙管理委員会、地方公共団体の議会の長に対してなされる通知

地方公共団体の議会の長に対しては、直接送付される。選挙管理委員会に対してはその地方公共団体の長を経由して通知が行われる。

別紙10「法254条及び法254条の2の通知に関する一覧表」参照。

別紙10 法254条の通知及び法254条の2の通知に関する一覧表

法254条の通知について				
被告人	適用犯罪	「処せられ」とは	違反選挙の種別	候補者の当落
当選人	法254条に挙げられた選挙犯罪	刑(執行猶予判決を含む)の確定をいう	比例区選挙(衆・参) (衆議院重複立候補を除く)	当選の場合にのみ通知必要
			衆議院小選挙区選挙 (衆議院重複立候補を除く) 参議院選挙区選挙 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙	当選の場合にのみ通知必要
			重複立候補 衆議院比例区選挙	比例区当選の場合に通知 (小選挙区で当選の場合不要)
			衆議院小選挙区選挙	小選挙区当選の場合に通知 (比例区でのみ当選の場合不要)
法251条の2 第1項 1号(総括主宰者) 2号(出納責任者) 3号(地域主宰者) 4号(候補者等の親族) 5号(候補者等の秘書) 法251条の3第1項 (組織的選挙運動管理者等) ◎なお、上記4号、5号及び法251条の3に定める者については、当該被告人の身分が同一の刑事裁判手続から分らないため、百日裁判該当事案連絡書を受けた場合には通知を要するものとして扱う。	221条 222条 223条 223条の2 なお、出納責任者(事実上の出納責任者を除く)について、上記のほか247条を含む	刑(執行猶予判決を含む)の確定をいう ◎法251条の2第1項4号、5号及び法251条の3第1項に定めるものは禁錮以上の刑(執行猶予判決を含む)の場合に通知が必要	衆議院小選挙区選挙 (衆議院重複立候補を除く) 参議院選挙区選挙 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙	当選、落選にかかわらず通知必要
			参議院比例区選挙	当選、落選にかかわらず通知必要
			衆議院小選挙区選挙 (衆議院重複立候補の場合) 重複立候補であることは検察庁からの連絡書により判断できる。	当選、落選にかかわらず通知必要
法251条の4第1項各号 (公務員等)	221条から223条の2、225条、226条、239条1項1号、3号、4号、239条の2	刑(執行猶予判決を含む)の確定をいう	衆議院小選挙区選挙 (衆議院重複立候補を除く) 参議院選挙区選挙	当選の場合に通知必要
			参議院比例区選挙	当選の場合に通知必要
			衆議院小選挙区選挙 (衆議院重複立候補の場合)	小選挙区当選の場合に通知必要 (比例区でのみ当選の場合不要)

※被告人が、議員たる当選人の場合に、議会の長、衆議院議長又は参議院議長に通知する。

		法254条の2の通知について	
通知先	通知経路	1項の通知	3項の通知
(1)総務大臣 (2)中央選挙管理会 (3)議長※	(1), (2), (3)とも最高裁(刑事局)經由	不要	不要
(1)総務大臣 (2)選挙管理委員会 (3)議長※	(1)は最高裁(刑事局)經由 (2)は地方公共団体の長經由 (3)は国政選挙は(刑事局)經由, 地方選挙は直接送付	同上	同上
(1)総務大臣 (2)中央選挙管理会 (3)議長※	(1), (2), (3)とも最高裁(刑事局)經由	同上	同上
(1)総務大臣 (2)選挙管理委員会 (3)議長※	(1)は最高裁(刑事局)經由 (2)は地方公共団体の長經由 (3)は最高裁(刑事局)經由	同上	同上
(1)総務大臣 (2)選挙管理委員会	(1)は最高裁(刑事局)經由 (2)は地方公共団体の長經由	検察官の申立てを受けて、当該事件に係属した最後の審級の裁判所(通常は受訴裁判所の裁判長名)が、当該候補者に、刑事局長通知に定める様式により、通知する。 (法251条の2第1項1号ないし3号の連座対象者の場合のみ通知する)	1項の通知をした場合に、法254条の通知に関する本表記載の通知先及び通知経路により、通知する。
(1)総務大臣 (2)中央選挙管理会	(1), (2)とも最高裁(刑事局)經由	同上	同上
(1)総務大臣 (2)選挙管理委員会 (3)中央選挙管理会	(1)は最高裁(刑事局)經由 (2)は地方公共団体の長經由 (3)は最高裁(刑事局)經由	同上	同上
(1)総務大臣 (2)選挙管理委員会	(1)は最高裁(刑事局)經由 (2)は地方公共団体の長經由	不要	不要
(1)総務大臣 (2)中央選挙管理会	(1), (2)とも最高裁(刑事局)經由	同上	同上
(1)総務大臣 (2)選挙管理委員会	(1)は最高裁(刑事局)經由 (2)は地方公共団体の長經由	同上	同上